

茨城県のH5亜型のA型 鳥インフルエンザウイルス 抗体陽性農場での ウイルス分離について

(鳥インフルエンザ監視の
ウインドレス鶏舎で9例目)

茨城県は、8月22日にH5亜型のA型鳥インフルエンザウイルス抗体陽性が確認されたことから、弱毒タイプの防疫対応(案)の農場監視プログラムに従い、2週間間隔でウイルス分離検査を実施していました。同県では14日美野里町の監視農場でH5型鳥インフルエンザウイルスを検出したと発表しました。

発生からの経過

茨城県でのウイルス陽性は、11月8日の小川町の養鶏場以来9例目。美野里農場は今年8月ウイルス感染歴を示す抗体陽性反応が出た農場です。

この養鶏場は密閉型養鶏場だとして鶏を処分せず、卵を出荷しながら2週間に1回ウイルス検査を行う監視農場で、11月10日に採材した検体から、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所が検査した結果、H5亜型のA型鳥インフルエンザウイルスであることが確認されたものがあります。

防疫対応等

茨城県では、該当農場の防疫対応について、9月2日に開催された食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会で了承された防疫対応(案)に基づき、監視農場の全9鶏舎77万羽のうちウイルスが分離された1鶏舎の約8万羽を処分することとしました。

なお、該当農場を中心とした半径5km以内にある農場は、33例目及び34例目の移動制限区域に含まれており、清浄性が確認されるまでの期間、飼養鶏等の移動を制限しています。

- 現在とられている防疫措置はいずれも鶏への本病のまん延を防ぐためのものです。
- なお、食品としての家きんの卵、肉を食べることによって、ヒトが鳥インフルエンザに感染した例は、世界的にありません。
- 国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している小鳥等が感染するということはありません。

新型インフルエンザ対策行動計画への農林水産省の取組みについて

- 1 新型インフルエンザ対策行動計画では、鳥インフルエンザのまん延防止を的確に講じることにより、新型インフルエンザの出現を遅らせることは可能である、との考えの下で、家畜衛生部門との連携を図ることにより、新型インフルエンザ対策を講じることとされています。
- 2 このため、農林水産省においては、高病原性鳥インフルエンザの国内外の発生状況に応じて、家畜伝染病予防法及び本病に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく取組みを的確に推進することとし、具体的な取組みの内容を行動計画の中に位置づけています。

「農林水産省の取組み強化のポイント」

- ① 家きんにおけるサーベイランスの強化(弱毒タイプのウイルスも念頭に、すべての採卵鶏農場〔飼養羽数1,000羽以上〕の検査を実施)。
- ② 飼養者からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底(必要に応じ、定期的な報告を義務化)。
- ③ 万一の発生に備え、迅速な措置が講じられるよう、都道府県等と協力し、防疫演習を実施。
- ④ 発生国からの家きん肉等の輸入停止、発生国・地域で養鶏関係施設に立ち寄った帰国者の靴底消毒や車両の消毒等、水際における侵入防止措置の強化。
- ⑤ 国際的な発生状況等について情報交換を行うとともに、人材や資材の提供を行うなど、国際的な連携を強化。